

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

令和 6 年 2 月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和 3 年 1 0 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画において掲げられた 2 0 3 0 年度の再エネ比率 3 6 ～ 3 8 % の実現に向けて最大限導入していくこととしています。また、令和 6 年 4 月には、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、説明会等の FIT/FIP 認定要件化などの措置を盛り込んだ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）の改正が施行されます。

今般、こうした動向等を踏まえつつ、令和 5 年 1 0 月から、調達価格等算定委員会において、令和 6 年度以降の調達価格等について議論が重ねられ、令和 6 年 1 月に、「令和 6 年度以降の調達価格等に関する意見」が取りまとめられました。

当該意見の他、関連する委員会等における議論の成果・決定事項を踏まえ、資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 2 4 年経済産業省令第 4 6 号。以下「施行規則」という。）等の関係省令及び告示の改正に向けた検討を進めてまいりました。これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、省令及び告示の改正案について意見公募手続を行います。

Ⅱ. 概要

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等

- 地熱発電設備（第一種特定地熱発電設備及び第二種特定地熱発電設備を含む。）について、以下の出力ごとの区分等に改める。
 - ① 出力が50キロワット未満のもの
 - ② 出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの
 - ③ 出力が1,000キロワット以上15,000キロワット未満のもの
 - ④ 出力が15,000キロワット以上30,000キロワット未満のもの
 - ⑤ 出力が30,000キロワット以上のもの
- バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備を除く。）の区分について、以下の出力ごとの区分等に改める。
 - ① 出力が50キロワット未満のもの
 - ② 出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの
 - ③ 出力が1,000キロワット以上2,000キロワット未満のもの
 - ④ 出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの
 - ⑤ 出力が10,000キロワット以上のもの

第3条の8 一時調達価格の算定方法

- 法第2条の7第1項の経済産業省令で定める方法を、「基準価格から一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第1条第2項第3号に規定する発電側託送供給料金（以下「発電側託送供給料金」という。）に相当する額として経済産業大臣が別に告示する方法により計算した額（以下「発電側託送供給料金に相当する額」という。）を差し引いて得た額に100分の80を乗じ、これに発電側託送供給料金に相当する額を加える方法（認定事業者が適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者をいう。）である場合は、基準価格から発電側託送供給料金に相当する額を差し引いて得た額に100分の80を乗じ、これに消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額に発電側託送供給料金に相当する額を加える方法）」に改める。

第5条 認定基準

- 次の条件を全て満たす再生可能エネルギー発電設備のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に附属する蓄電池について、第2項第4号に定める基準（認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること）の例外を設ける。
 - 市場取引等により電気を供給するために用いるものであること。

- 令和6年4月1日以降に法第9条第4項の認定を受けたものであること（発電側託送供給料金の対象となるものに限る。）。
 - 当該設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備（当該設備の運転に不可欠なものを除く。）が設置されていないこと。
 - 供給促進交付金の計算に必要なものとして、当該設備について、当該蓄電池に供給される電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分して計算でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計算できる構造にあること。
- 認定基準として、「説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する場合にあっては、その開催又は実施に当たって取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること」を新設する。

第9条 軽微な変更

- 軽微な変更以外の変更として、「最大受電電力（発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値をいう。）の変更」を新設する。

第13条の3の8 交付金相当額積立金の額

- 第1項に規定する交付金相当額積立金の算定方法について、供給促進交付金の額から、認定事業者が認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量に発電側託送供給料金に相当する額を乗じた額を更に控除することとする。
- 第2項に規定する交付金相当額積立金の算定方法について、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量に発電側託送供給料金に相当する額を乗じた額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）を更に控除することとする。

第14条 特定契約の締結を拒むことができる正当な理由

- 特定契約の締結を拒むことができる正当な理由として、「特定契約申込者の認定発電設備が屋根設置太陽光発電設備である場合であって、第4条の2第2項第8号の2イからニまでに掲げる書類が提出されていないとき」を追加する。

第14条の3 一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由

- 一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由として、「一時調達契約の申込みを行う認定事業者の認定に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気について当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造となっていないこと」を追加する。

様式関係

- 上記の施行規則の改正等に伴い、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の改正等を行う。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、令和6年度以降の調達価格等について、次のとおり定める。

I 定義（発電側託送供給料金に相当する額）

- この告示において「発電側託送供給料金に相当する額」とは、①に②を加えて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額をいうこととする。
- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が定めた発電側託送供給料金のうち、発受電等量にかかわらず支払を受けるべき料金の1キロワット当たりの単価を平均した額に12を乗じて得た額に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これを当該区分等に応じ同表の右欄に掲げる率で除し、更に8760で除して得た額。

再生可能エネルギー発電設備の区分等		乗じるべき率	除すべき率
太陽光発電設備	10kW未満	0.083	0.096
	10kW以上50kW未満（地上設置）	0.950	0.213
	50kW以上（入札対象を除く）（地上設置）		0.183
	屋根設置		0.102
	入札対象		0.183
風力発電設備	陸上風力発電設備	0.975	0.280
	洋上風力発電設備		0.300
水力発電設備	1,000kW未満	0.920	0.600
	1,000kW以上30,000kW未満		0.448
地熱発電設備	15,000kW未満	0.900	0.748
	15,000kW以上		0.739
バイオマス発電設備	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	0.696	0.700

	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたもの、石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が2,000kW未満のもの		0.765
	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたもの、石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が2,000kW以上のもの		0.781
	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備		0.781
	建築資材廃棄物（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備		0.809
	一般廃棄物・その他のバイオマス（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備		0.460

② 電気事業法第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が設定した発電側託送供給料金のうち、発電等量に応じて支払を受けるべき料金の1キロワット時当たりの単価を平均した額

- この告示において「最大受電電力」とは、発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値をいうこととする。

Ⅱ 令和6年度以降の調達価格等及び基準価格等

- 令和6年度以降の調達価格等及び基準価格等について、下表のとおり定める。入札対象区分等として指定されるものは、応札額を調達価格又は基準価格として採用する方式（pay as bid 方式）により調達価格又は基準価格を決定することを定める。（なお、灰色塗りとしている箇所は、既に調達価格等又は基準価格等を決定済のものである。）

再生可能エネルギー発電設備 の区分等			価格決定日が属する年度 に適用される調達価格又は 基準価格（／kWh） ※1※2			調達期間又は 交付期間
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
太陽光 発電設備 ※3 ※4	10kW未満		16円	15円	—	10年間
	屋根設置以外	10kW以上50kW未満 法第9条第4項の認定の日が令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間に属するもの	10円	10円	—	20年間
		法第9条第4項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たさないもの）	9.2円	8.9円	—	20年間
		法第9条第4項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たすもの）	10円	10円	—	20年間
		50kW以上（入札対象を除く。）	9.2円	8.9円	—	20年間
	屋根設置		12円	11.5円	—	20年間
	入札対象		落札価格	落札価格	—	20年間
	陸上風力発電設備（入札対象及びリプレース案件を除く。）		14円	13円	12円	20年間
風力 発電設備	陸上風力発電設備（入札対象）		落札価格	落札価格	落札価格	20年間
	洋上風力発電設備（着床式）※5		落札価格	落札価格	—	20年間
	洋上風力発電設備（浮体式）※5		36円		36円	20年間
	陸上風力発電設備（リプレース案件）		12円	—	—	20年間
	水		34円		34円	20年間

力 発 電 設 備	2 0 0 k W未満（特定水力発電設備）	2 5 円		2 5 円	2 0 年間
	2 0 0 k W以上1, 0 0 0 k W未満	2 9 円		2 9 円	2 0 年間
	2 0 0 k W以上1, 0 0 0 k W未満（特定水力発電設備）	2 1 円		2 1 円	2 0 年間
	1, 0 0 0 k W以上5, 0 0 0 k W未満	2 7 円	2 3 円	－	2 0 年間
	1, 0 0 0 k W以上5, 0 0 0 k W未満 （特定水力発電設備）	1 5 円	1 4 円	－	2 0 年間
	5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満	1 6 円	1 6 円	－	2 0 年間
	5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満 （特定水力発電設備）	9 円	9 円	－	2 0 年間
地 熱 発 電 設 備	1, 0 0 0 k W未満	4 0 円		4 0 円	1 5 年間
	1, 0 0 0 k W未満（第1種特定地熱発電設備）	3 0 円		3 0 円	1 5 年間
	1, 0 0 0 k W未満（第2種特定地熱発電設備）	1 9 円		1 9 円	1 5 年間
	1, 0 0 0 k W以上1 5, 0 0 0 k W未満	4 0 円		※6	1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満	2 6 円			1 5 年間
	1, 0 0 0 k W以上1 5, 0 0 0 k W未満（第1種特定地熱発電設備）	3 0 円		※7	1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満（第1種特定地熱発電設備）	2 0 円			1 5 年間
	1, 0 0 0 k W以上1 5, 0 0 0 k W未満（第2種特定地熱発電設備）	1 9 円		※8	1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満（第2種特定地熱発電設備）	1 2 円			1 5 年間
	3 0, 0 0 0 k W以上	2 6 円		2 6 円	1 5 年間
	3 0, 0 0 0 k W以上（第一種特定地熱発電設備）	2 0 円		2 0 円	1 5 年間
	3 0, 0 0 0 k W以上（第二種特定地熱発電設備）	1 2 円		1 2 円	1 5 年間
バ イ	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	3 5 円	3 5 円	－	2 0 年間

オ マ ス 発 電 設 備	森林における立木 竹の伐採又は間伐 により発生する未 利用の木質バイオ マス（輸入された もの、石炭を原料 とする燃料を混焼 させるものを除 く。）を電気に変 換する設備	2,000 kW未満	40円	40円	—	20年間
		2,000 kW以上	32円	32円	—	20年間
	木質バイオマス又 は農産物の収穫に 伴って生じるバイ オマスのうち固体 であるもの（石炭 を原料とする燃料 を混焼させるもの を除く。）を電気 に変換する設備	10,000 kW未満	24円	24円	—	20年間
		10,000 kW以上	落札価 格	落札価 格	—	20年間
	建築資材廃棄物（石炭を原料とする燃料 を混焼させるものを除く。）を電気に変換 する設備		13円	13円	—	20年間
	一般廃棄物・その他のバイオマス（石炭 を原料とする燃料を混焼させるものを除 く。）を電気に変換する設備		17円	17円	—	20年間

- ※1 令和6年度以降に価格決定日が属する場合であって、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合、調達価格は、表に記載の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。
- ※2 令和6年4月1日以降に法第9条第4項の認定を受けた場合（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第3号に規定する発電側託送供給料金の対象となるものに限る。）であって、最大受電電力量が10キロワット以上である場合にあっては、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。
- ※3 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和4年4月1日以降に新たに法第9条第4項の認定を受けた場合を除く。）の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に適用されていた基準価格を乗じた

額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じて掲げる基準価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

- ※4 令和6年度以降に法第10条第1項の変更認定(太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が3キロワット以上であるもの又は当該合計出力を3パーセント以上増加させるもの(当該設備の出力が10キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増加させる場合を除く。))に限る。)を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格又は基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた調達価格又は基準価格とし、当該増設等に係る部分には、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ調達価格又は基準価格の欄に掲げる価格を適用する。
- ※5 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)による公募に係るものは除く。また、同法による公募に係る設備に適用される基準価格は、選定事業者の提出に係る公募占用計画に記載された供給価格とし、その交付期間は20年間とする。
- ※6 「再生可能エネルギー発電設備の出力(キロワットで表した量をいう。以下同じ。)にマイナス29,000分の14を乗じて得た額に29分の1,174を加えて得た額」とする。
- ※7 「再生可能エネルギー発電設備の出力にマイナス2,900分の1を乗じて得た額に29分の880を加えて得た額」とする。
- ※8 「再生可能エネルギー発電設備の出力にマイナス29,000分の7を乗じて得た額に29分の558を加えて得た額」とする。

Ⅲ 価格決定日等

- 認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備への調達価格等の適用について、以下のとおり定める。

- (1) 太陽光発電設備、風力発電設備、地熱発電設備、水力発電設備及びバイオマス発電設備((2)の場合を除く。)

現行の価格決定日を令和6年度以降の調達価格等又は基準価格等の価格決定日として適用する。

- (2) 入札の落札者に係る太陽光発電設備、着床式洋上風力発電設備、陸上風力発電設備及びバイオマス発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る落札者の決定の日を令和6年度以降の調達価格等又は基準価格等の価格決定日として適用する。

- ※入札対象区分等として法第10条第1項の変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備については、現行の価格決定日を令和6年度以降の調達価格等又は基準価格等の価格決定日として適用する。

※平成24年度から平成28年度までに認定を受け、運転を開始していない太陽光発電設備（平成28年7月31日までに接続契約を締結した10キロワット以上のものに限る。）については、上記の規定にかかわらず、系統連系工事着工申込みの受領の日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に属する場合は、令和4年度の調達価格を適用する（令和5年度以降に法第10条第1項の変更の認定を受け、令和5年度以降の調達価格が適用されている場合を除く。）。

IV 解体等積立基準額

○ 令和6年度以降の解体等積立基準額について、下表のとおり定める。

再生可能エネルギー発電設備 の区分等		価格決定日が属する年度に 適用される解体等積立基準額 (／kWh)
屋根設置以外	10kW以上50kW未満	0.60円
	50kW以上（入札対象を除く。）	0.62円
入札対象		0.62円
屋根設置		1.12円

※ 令和6年度以降に法第10条第1項の変更認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が3キロワット以上であるもの又は当該合計出力を3パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力が10キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分には、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額を適用する。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件（令和4年経済産業省告示第93号）の一部改正

○ 調達価格等算定委員会の「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等について、次のように定める。

- （1）交付対象区分等のうち、入札の対象として以下の設備の区分等を追加する。
 - 太陽光発電設備であってその出力が250kW以上500kW未満のもの（建築物の屋根に設置するものを除く。）
- （2）特定調達等対象区分等のうち、入札の対象とするものは、入札の対象とする交付対象区分等（法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の場所が沖縄県又は

離島等（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島等をいう。）に属する場合に限る。）とする。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、令和6年度の入札について、以下の改正を行う。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1 入札の実施に関する基本的考え方

- 令和6年度は、太陽光発電設備については年4回（第20回（第1四半期）・第21回（第2四半期）・第22回（第3四半期）・第23回（第4四半期））、陸上風力発電設備については年1回（第4回（下期））、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）については年1回（第3回（下期））、バイオマス発電設備については年1回（第7回（下期））の実施とする。
- 陸上風力発電設備については、入札容量が1.3GWを超えた場合、同年度内に追加の入札を実施する。

3 入札量

- 令和6年度に実施する入札における入札量は、以下のとおりとする。
 - （1）太陽光発電設備（第20回～第23回）

第20回は、93MWとし、第21回以降については、93MWを基準として、直前の回の応札量を踏まえて、各回の入札量を機動的に見直す。具体的には、応札量が入札量を上回った場合、非落札となった容量の55%を前回入札量に加えた量を次回入札量とする。前回入札において応札量が93MWを下回る場合には93MW、応札量が93MWを上回ったものの入札量を下回った場合には前回入札における応札量とする。
 - （2）陸上風力発電設備（第4回）

1,000MWとする。
※追加の入札の入札量は、第4回入札において非落札となった容量の40%とする。
 - （3）着床式洋上風力発電設備（再エネ海域利用法適用外）（第3回）

190MWとする。
 - （4）バイオマス発電設備（第7回）

30MWとする。ただし、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者を低価の者から順に並べた際に出力の合計が30MWを上回った場合は、その最初に上回った者において当該上回った出力の量（当該出力の量が110MWを上回る場合にあっては、110MW）

を30MWに加えて得た出力の量とする。

4 供給価格上限額

- 太陽光発電設備の第20回は9.20円/kWh、第21回は9.13円/kWh、第22回は9.05円/kWh、第23回は8.98円/kWhとする。
- 陸上風力発電設備（第4回）は14円/kWhとする。
※追加の入札の供給価格上限額は、第4回入札の加重平均落札価格又は13円/kWhのいずれか高い額とする。
- 着床式洋上風力発電設備（再エネ海域利用法適用外）（第3回）及びバイオマス発電設備（第7回）については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

第5 入札の実施等

2 保証金

（3）保証金の免除

- 当該案件が次のいずれにも該当する場合には、これまでの入札において没収となった第1次保証金又は第2次保証金の額と同額を第1次保証金又は第2次保証金から免除する。
 - 推進機関の策定する広域系統整備計画の内容により入札参加者からの事前相談、接続検討又は契約申込みへの推進機関、一般送配電事業者又は配電事業者の回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務の対象となる案件であること
 - これまでの入札において、系統アクセス業務の回答として暫定的な回答が行われたものの、正式な回答を得られないことを理由に辞退がなされた結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であること
 - 認定取得期限までの接続同意が見込まれることが確認できた案件であること

第7 落札者決定の取消し等

- 落札者決定の取消事由として、「落札者に係る再生可能エネルギー発電設備が施行規則第4条の2の2に定める要件に該当する場合は、第4条の2の3に定める措置を認定の申請までに実施しなかったこと」を加える。
- ※ 上記事由については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第5条に基づく第2次保証金の没収（全額）事由に追加する。（第5関係）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、特定調達対象区分等を指定する件（令和4年経済産業省告示第70号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、特定調達対象区分等について、以下の改正を行う。

- 法第9条第4項の認定の日が令和7年4月1日から令和8年3月31日に属する場合における特定調達対象区分等について、次に掲げるものを追加する。
 - 50kW未満のバイオマス発電設備
 - 50kW以上1,000kW未満のバイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備を除く。）
 - 1,000kW以上2,000kW未満のバイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備を除く。）のうち、廃棄物の焼却施設に設置されるもの
- 法第9条第4項の認定の日が令和8年4月1日から令和9年3月31日に属する場合における特定調達対象区分等については、次に掲げるものとする。
 - 50kW未満の陸上風力発電設備（リプレース案件を除く。）
 - 浮体式洋上風力発電設備
 - 1,000kW未満の地熱発電設備
 - 1,000kW未満の水力発電設備

施行期日等

- 上記の経済産業省令及び経済産業省告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 併せて、再エネ特措法関係省令・告示について、表現の適正化等を行う。

(以上)